平成３０年（フ）第５０号
相模原市中央区淵野辺２丁目６番１―402号
債務者　齊藤　奈美
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第５１号
相模原市緑区西橋本３丁目５番73号　プリファー202
債務者　石村　孝博
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第５３号
相模原市中央区共和１丁目４番18号　ＮＫドミトリー203
債務者　古島　光夫
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４５７号
静岡県熱海市青葉町10番12号
債務者　山田　美紀
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第３９号
静岡県沼津市下香貫大久保2370番地の38
債務者　野田　　誠
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２１７号
岡山県浅口郡里庄町大字里見3328番地３
債務者　奥野　里香
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第４号
群馬県高崎市旭町113番地７　ハートスクエア長建602号
債務者　福田　光華
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第５３号
埼玉県ふじみ野市上福岡６丁目９番８号　ヴィラソレイユ102
債務者　杉本　孝博
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第８７号
埼玉県所沢市大字山口2035番地の３
債務者　小堀　通夫
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１０号
岐阜県瑞浪市山田町331番地の１
債務者　柴田　恭兵
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成３０年（フ）第１１号
岐阜県瑞浪市山田町331番地の１
債務者　柴田　美穂（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第４７４号
静岡県御殿場市神場１丁目22番地　ソシオ御殿場403、前住所沖縄県豊見城市字上田230番地８
債務者　折小野麗奈
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４６号
京都府福知山市字長田179番地の29、前住所京都府福知山市字堀1653番地の１　レオパレスマイルドミナミコタニ204号
債務者　大野　　充
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成３０年（フ）第１７１号
大阪市鶴見区徳庵１丁目２番60―601号、前住所大阪市城東区鴫野西４丁目６番４号　シャーメゾンＯＡＫ　101号
債務者　中澤　暢孝
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４３号
大阪府東大阪市小阪２丁目６番９号　レジェンド小阪　302号
債務者　前川行政書士事務所こと　前川　明彦
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５１４号
大阪府枚方市春日元町２丁目26番５号
債務者　久松　紀彦
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５１５号
大阪府枚方市春日元町２丁目26番５号
債務者　久松　恵美
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部